

尼崎市嘱託職員労働組合 との交渉状況

平成 27 年度第 2 号
通 算 第 1 4 号
平成 27 年 7 月 14 日
尼 崎 市 総 務 局
人事管理部給与課

平成 27 年 6 月期の割増報酬等について

6 月 16 日午後 7 時 30 分から午後 9 時まで、中央公民館 25 号室において、平成 27 年 6 月期の割増報酬等について交渉を行った。

今回の交渉の主な目的

前回（6 月 8 日）の交渉等での協議を踏まえ、6 月期の割増報酬について協議を行うため、交渉の場を持った。

組合への提案

（修正メモ）平成 27 年 6 月に支給する割増報酬について（メモ）

別紙

具体的な交渉内容

1 平成 27 年 6 月に支給する割増報酬について

課題の要旨

今後も嘱託員報酬については人事院勧告に基づく対応を基本としながらも、最終的には労使交渉を経て決定することを労使で確認した上で、当局より平成 27 年 6 月に支給する割増報酬を 0.06 月（定額は 10,000 円）増額することを示し、具体的な協議を行った。

尼崎市嘱託職員労働組合の主張	当局の回答
前回の交渉から 0.06 月増の修正回答を提示しているが、増となった理由は。	昨年度の人勸における増改定のうちの残り分である 0.06 月の増を提示したものであり、併せて、平成 25 年度に実施した 0.06 月分の特例措置について、今回は継続とする判断を行ったものである。
今後、平成 25 年度に実施した 0.06 月分の増を削減させる考えがあるということか。	平成 25 年度の対応が単年度の特例措置であるという考えに変わりなく、今後、継続的にこの 0.06 月を積んだままという考えは持っていない。

平成 25 年度の上積みは正規職員と非正規職員の格差を縮めるために措置したものではないのか。	平成 25 年度の特例措置については、過去 5 年間増額の人勤がなく、その間の嘱託報酬が全く引き上げられなかったことを考慮した対応であり、格差を縮めるために措置したものではない。
今後、人勤に準じた対応というのは、マイナス勧告があった場合も反映させるということか。	そのような考えを持っている。
Cランクの率の改善はどうなったのか。	要求書にも示されておらず、こちらとしても特段検討していない。

課題解決への方向性

本日示した内容にて、諾否期限までに判断を行うよう求めた。

2 独自要求書について

尼崎市嘱託職員労働組合の主張	当局の回答
<p>賃金表について</p> <p>前回の交渉でも発言したが、実態に応じた報酬額の設定となっていない。実態を考慮した制度へ改める考えはないのか。</p>	<p>総務省の見解に基づき適正な運用を行っていると考えており、今のところ制度を変える考えはない。委嘱内容と業務の実態が合っていないというのであれば別途必要に応じて対応するが、それは賃金表導入とは別の問題である。</p>
<p>1 年 1 年働いて得た経験が必要ないというのは納得できない。1 年目も 10 年目も同じ仕事をしていればよいということか。</p>	<p>1 年目でも 10 年目でもその求める専門的なスキルや委嘱内容は同じであり、同じレベルの仕事をしてもらうのが基本と考えている。一方で、1 年目の嘱託員にその職場のルールや仕事のやり方を教えることは当然であると考えている。</p>
<p>実態が合っていない職場について調査をするよう前回の交渉でも求めたが、調査はしてくれたのか。</p>	<p>前回の交渉からは一時金の修正対応に重点を置いていたこともあり、調査は行っていない。なお、その件については、総務局で全てを調査し、解決するのではなく、まずは職場の上司と話し合うことなどにより職場で解決すべきものと考えている。その上で、職場で解決するのが困難な事案が出てきた場合は、窓口や交渉の場で意見をもってきていただきたい。</p>

阪神間の他都市では賃金表を導入しているところもあるのに、なぜ本市ではできないのか。

阪神間で導入している市があるのは認識しているが、本市としては現行の法制度に基づき適正な運用を行っているものと認識しており、現時点で賃金表の導入は考えていない。

課題解決への方向性

引き続き協議していくこととした。

以上
(給与課)

平成 27 年 6 月に支給する割増報酬について（メモ）

H27. 6 .16

平成 27 年 6 月 8 日付け「平成 27 年 6 月に支給する割増報酬について（メモ）」について、次のとおり修正する。

1 平成 27 年 6 月に支給する割増報酬について

平成 27 年 6 月 1 日に在職する者に、以下の区分により支給する。

- (1) 報酬月額が 193,400 円（C ランク）の者
報酬月額 × 1.57 月 × 期間率
- (2) 報酬月額が 212,900 円（D ランク）の者
一律 279,000 円
- (3) 報酬月額が 241,900 円（E ランク）の者
一律 269,000 円
- (4) 嘱託員の高年齢者委嘱制度により委嘱されている者
一律 265,000 円
- (5) その他（B ランク）の者
報酬月額 × 1.79 月 × 期間率
ただし、本市を定年退職した者等には支給しない。

2 その他支給条件

現行どおりとする。

3 支給日

平成 27 年 6 月 30 日（火）

4 諾否について

本回答に対する諾否については、平成 27 年 6 月 23 日（火）までにされたい。

以 上
（給与課）

妥結事項

6月8日及び16日の2回にわたる交渉の結果を受け、6月23日に次の項目について妥結に至った。

1. 割増報酬（ボーナス）[平成27年6月30日支給]

支給月数等

ランク	支給月数（額）	前年度
B	1.79月分（301,794～333,477円）	1.73月分（290,813～321,434円）
C	1.57月分（303,638円）	1.51月分（291,279円）
D	定額（279,000円）	定額（269,000円）
E	定額（269,000円）	定額（259,000円）
再雇用	定額（265,000円）	定額（255,000円）

2. 子の看護休暇の取得要件拡大について

(1) 新たに取得可能となる理由

子が在籍する学校又は保育施設等が実施する行事のうち、保護者の出席・観覧等が予定されている行事に参加する場合

(2) 実施時期

平成27年7月1日